令和８年度　牛の家畜人工授精に関する講習会　開催要領

１　目的

酪農および肉用牛の経営安定と生産性向上を図るため、家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 16 条第 2 項の規定に基づき、家畜人工授精に関する講習会を開催し、家畜人工授精技術の拡充および基盤強化を行うとともに、家畜の改良増殖の推進に資する。

２　開催期間

・令和９年１月 25 日（月）から令和９年３月３日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日および令和９年２月１日（月）を除く。）
・午前９時から午後５時まで

３　開催場所

滋賀県畜産技術振興センター
〒529-1651　滋賀県蒲生郡日野町山本 695
電話番号 0748-52-1221

４　対象家畜

牛

５講習科目および受講時間数

区　分	科　目	時間数	備　考
学　科 (一般科目)	畜産概論	4	
	家畜の栄養	3	
	家畜の飼養管理	3	
	家畜の育種	7	
	関係法規	5	
学　科 (専門科目)	生殖器解剖	5	
	繁殖生理	１３	
	精子生理	7	
	種付けの理論	4	
	家畜人工授精および家畜人工授精用精液の保存	１７	
実　習	家畜の飼養管理	4	
	家畜の審査	7	
	生殖器解剖	4	
	発情鑑定	6	
	精液精子検査法	8	
	家畜人工授精および家畜人工授精用精液の保存	４５	
合　計		１４２	

6　受講資格

家畜改良増殖法第 17 条の規定に該当しない者であって、受講が適当であると認められる者。

7　受講定員

10 名程度

なお、申込者数が受講定員を上回った場合は、下記の（１）から（４）の順に優先順位を設定する。同じ順位のうちで受講定員に達した場合は、同順位の申込者での抽選により受講者を決定する。

（１）　滋賀県立農業大学校において、畜産を専攻する学生

（２）　県内の畜産農家において牛の飼養業務に携わる者、もしくは県内畜産関係機関・団体において、牛の人工授精業務に携わる予定のある者

（３）　県内に住所地がある者

（４）　（１）から(３)に該当しない者

8　受講手続

講習会を受講しようとする者は、受講申込書（別記様式第１号）に写真（申込前６か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽のもの。）を添えて、滋賀県農政水産部畜産課に提出すること。

なお、家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号）（以下、「省令」という。)第 24 条の２第１項あるいは第２項の規定に基づき、講習会の受講および修業試験の免除を受けようとする者は、講習会の受講および修業試験の免除に係る申請書（別記様式第２号）を提出すること。

9　提出先

(1)持参あるいは郵送の場合

滋賀県農政水産部畜産課　生産・耕畜連携係

〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

電話番号 077-528-3853

(2)しがネット受付サービス（電子申請）の場合

下記の URL もしくは QR コードから申し込む

https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/2452018415072855344

10　受講申込書の受付期間

(1)持参あるいは郵送の場合

令和８年 11 月 24 日(火)から令和８年 12 月 11 日（金）まで

（土曜日および日曜日を除く。）各日午前９時から午後５時まで

郵送の場合は、令和８年 12 月 11 日（金）までの消印有効

（２）しがネット受付サービスの場合

令和８年 11 月 24 日（火）午前９時から令和８年 12 月 11 日（金）午後５時まで（システムの管理運営上の都合により変更する場合あり）

11　受講者の決定

受講申込書を提出期限までに提出した者について、農政水産部畜産課において検討し、受講申込者に対して受講の諾否を通知する。

12　修業試験

修業試験は全科目の講習終了後、省令第 24 条の規定に基づき実施する。修業試験の合否は、判定会議を開催のうえ決定するものとし、合格した者に対し、その旨の証明書を交付する。

【修業試験日程】

令和９年３月１日（月）から令和９年３月３日（水）まで

13　受講料

３３，３００円

※納付方法・時期は受講の諾否通知時に併せて通知する。

14　テキスト

（１） 本講習会では、一般社団法人日本家畜人工授精師協会発行の「家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編)」を使用する。

（２） テキストは各自で事前に購入すること。

【テキスト問合せ・購入先】

一般社団法人日本家畜人工授精師協会

〒135-0041 東京都江東区冬木11-17 イシマビル17階

電話番号：03-5621-2070

FAX 番号：03-5621-2077

E-mail:info@aiaj.lin.gr.jp

テキスト名 「家畜人工授精講習会テキスト　家畜人工授精編」

15　その他

（１） その他講習会を開催するに必要な事項は別途定めることとし、その内容について受講者に通知する。

（２） 受講者としての体面を損じ、または秩序を乱していると主催者が認める場合は、受講を中止させることがある。その場合、受講料は返還しない。

（３） 県内外における家畜伝染病の発生等により、講習会をやむを得ず中止する場合がある。